Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	貸金庫規定	貸金庫規定		
新:1 旧:1	第1条格納品の範囲	第1条 <u>(</u> 格納品の範囲 <u>)</u>		変更
新:1 旧:1	(1)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。	(1)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。		
新:1 旧:1	a 公社債券、株券その他の有価証券	① 公社債券、株券その他の有価証券		<u>変更</u>
新:1 旧:1	<u>b</u> 貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類	② 貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類		<u>変更</u>
新:1 旧:1	c 貴金属、宝石その他の貴重品	③ 貴金属、宝石その他の貴重品		変更
新:1 旧:1	<u>d</u> 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの	④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの		変更
新:1 旧:1	(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。	(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。		
新:1	(3)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。			追加
新:1	a 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金 供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考 えられるもの			追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1	b 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常 の用法による保管に適さないもの			追加
新:1	第2条 利用目的の確認			追加
新:1	(1)貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。			追加
新:1	(2)貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供 与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の当組合立 会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていた だきます。			追加
新:1 旧:1	第3条_重量制限	第 <u>2</u> 条(重量制限)		変更
新:1 旧:1	貸金庫への格納物の重量は、20 kg以下とします。	貸金庫への格納物の重量は、20 kg以下とします。		
新:1 旧:1	第 <u>4</u> 条契約期間等	第 <u>3</u> 条 <u>(</u> 契約期間等 <u>)</u>		変更
新:1 旧:1	この契約の当初契約期間は、契約日の属する月の翌月末 日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から	この契約の当初契約期間は、契約日の属する月の翌月末 日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から		

(2026/02) 新旧対照表-2 新田対照表-2

Page	改正後	現行	備考	差異
	解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日	解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日		
	から1か月間継続されるものとします。継続後も同様とし	から1か月間継続されるものとします。継続後も同様とし		
	ます。	ます。		
新:1	契約の継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まって			<u>追加</u>
	いることを当組合所定の書面にて確認します。			
新:1 旧:1	第 <u>5</u> 条使用料	第 <u>4</u> 条 <u>(</u> 使用料 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:2	(1)貸金庫の使用料は、別紙料金表記載の金額により当	(1) 貸金庫の使用料は、別紙料金表記載の金額により当		
旧:1	月分を支払うものとし、毎月1日(休日の場合は翌営業	月分を支払うものとし、毎月1日(休日の場合は翌営業		
	日)に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口	日)に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口		
	座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ	座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ		
	使用料に充当します。なお、当初契約期間は1か月分の使	使用料に充当します。なお、当初契約期間は1か月分の使		
	用料を支払うものとし、契約日の属する月の翌月1日 (休	用料を支払うものとし、契約日の属する月の翌月1日 (休		
	日の場合は翌営業日)に、上記の方法に準じて使用料に充	日の場合は翌営業日)に、上記の方法に準じて使用料に充		
	当します。	当します。		
新:2	(2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。	(2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。		
旧:1	変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間	変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間		
	から適用します。	から適用します。		
新:2	なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネット	なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネット		
旧:1	その他相当の方法で公表します。	その他相当の方法で公表します。		
新:2	(3) 契約期間中に解約があったときでも使用料は返戻し	(3) 契約期間中に解約があったときでも使用料は返戻し		
	1	1		I

(2026/02) 新旧対照表-3 新田対照表-3

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:1	ません。	ません。		
新:2	第6条 鍵の保管	第 <u>5</u> 条 <u>(</u> 鍵の保管 <u>)</u>		<u>変更</u>
旧:1	511132			
新:2	貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管	貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管		
旧:1	し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封	し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封		
	印し、当組合が保管します。	印し、当組合が保管します。		
新:2	第7条 貸金庫の開閉等	第 <mark>6</mark> 条 <u>(</u> 貸金庫の開閉等 <u>)</u>		<u>変更</u>
旧:2	另 <u>「</u> 木頁並岸♥リ別闭守 			
新:2	(1)貸金庫の開庫は、借主が、自動貸金庫操作機(以下	(1)貸金庫の開庫は、借主が、自動貸金庫操作機(以下		
旧:2	「操作機」といいます)に当組合が発行した貸金庫ご利用	「操作機」といいます)に当組合が発行した貸金庫ご利用		
	カード(以下「カード」といいます)を挿入し、届出の暗	カード(以下「カード」といいます)を挿入し、届出の暗		
	証をボタンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってくださ	証をボタンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってくださ		
	い。閉庫のときは、必ず正鍵で施錠し、操作機の返却ボタ	い。閉庫のときは、必ず正鍵で施錠し、操作機の返却ボタ		
	ンを押してください。	ンを押してください。		
新:2	(2)代理人が貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から	(2)代理人が貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から		<u>追加</u>
旧:2	代理人の氏名および暗証を届 <u>け</u> 出てください。この場合、当	代理人の氏名および暗証を届出てください。この場合、当組		
	組合は代理人用カードを発行します。なお、代理人用カード	合は代理人用カードを発行します。なお、代理人用カードに		
	による貸金庫の開閉についても、この規定を適用します。	よる貸金庫の開閉についても、この規定を適用します。		
新:2	(3) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってく	(3)格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってくだ		
旧:2	ださい。	さい。		

(2026/02) 新旧対照表-4 新田対照表-4

Page	改正後	現行	備考	差異
新:2 旧:2	第 <u>8</u> 条_届出事項の変更等	第 <u>7</u> 条 <u>(</u> 届出事項の変更等 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:2 旧:2	代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届 <u>け</u> 出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は	(1)カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、 代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変 更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てく ださい。この届出の前に生じた損害については、当組合は責 任を負いません。カードおよび正鍵を失ったときもしくは き損したときも同様とします。		追加
新:2 旧:2	(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。	は送付書類を発送した場合には、延着 <u>し</u> または到達しなか		削除
新:2 旧:2	第 <u>9</u> 条カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い	第 <mark>8</mark> 条 <u>(</u> カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い <u>)</u>		<u>変更</u>
新:2 旧:2	(1)カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。			
新:2 旧:2	(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が	(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の 取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が		

(2026/02) 新旧対照表-5 新田対照表-5

Page	改正後	現行	備考	差異
	貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてくださ	貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてくださ		
	۱۷°	l, v.		
新:3	(3) カードを失った場合は、カードの再発行費用を支払	(3) カードを失った場合は、カードの再発行費用を支払		
旧:2	ってください。その後、当組合所定の手続に従って処理し	ってください。その後、当組合所定の手続に従って処理し		
	ます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求め	ます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求め		
	ることがあります。	ることがあります。		
新:3	第 10 名 - 武左後日 - 第 の 日山	第 <mark>9</mark> 条(成年後見人等の届出)		<u>変更</u>
旧:2	第 <u>10</u> 条成年後見人等の届出 			
新:3	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始		追加
旧:2	されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な	されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な		
	事項を書面によって当組合に届 <u>け</u> 出てください。	事項を書面によって当組合に届出てください。		
新:3	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任が	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任が		<u>追加</u>
旧:2	されたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事	されたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事		
	項を書面によって当組合に届 <u>け</u> 出てください。	項を書面によって当組合に届出てください。		
新:3	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けていると	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けていると		変更
旧:2	き、または任意後見監督人の選任がされているときにも、	き、または任意後見監督人の選任がされているときにも、		
	<u>(1)・(2)</u> と同様に、当組合に届 <u>け</u> 出てください。	前2項と同様に、当組合に届出てください。		
新:3	(4) (1) から(3) の届出事項に取消または変更等が	(4) <u>前3項</u> の届出事項に取消または変更等が生じたとき		変更
旧:2	生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届け	にも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てくださ		
	出てください。	V' _o		
新:3	(5) <u>(1) から(4)</u> の届出の前に生じた損害について	(5) <u>前4項</u> の届出の前に生じた損害については、当組合		<u>変更</u>

(2026/02) 新旧対照表-6 新田対照表表 貸金庫規定

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:2	は、当組合は責任を負いません。	は責任を負いません。		
新:3 旧:3	第 11条_貸金庫故障時の取扱い	第 <u>10</u> 条 <u>(</u> 貸金庫故障時の取扱い <u>)</u>		変更
新:3 旧:3	停電、故障等のためカードによる貸金庫開閉ができないときは、当組合所定の貸金庫開閉依頼書に必要事項を記入のうえカードとともに窓口に提出してください。	停電、故障等のためカードによる貸金庫開閉ができないときは、当組合所定の貸金庫開閉依頼書に必要事項を記入のうえカードとともに窓口に提出してください。		
新:3 旧:3	第 12 条 暗証照合、印鑑照合等	第 <u>11</u> 条 <u>(</u> 暗証照合、印鑑照合等)		変更
新:3 旧:3	(1)操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ貸金庫を開庫しました場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉庫依頼書に記入された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ貸金庫を開庫しました場合についても同様とします。	(1)操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ貸金庫を開庫しました場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉庫依頼書に記入された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ貸金庫を開庫しました場合についても同様とします。		
新:3 旧:3	(2)諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された 印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ない ものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につ き偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損 害については、当組合は責任を負いません。	(2)諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された 印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ない ものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につ き偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損 害については、当組合は責任を負いません。		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:3 旧:3	(3) <u>(1)・(2)</u> において使用されるカードおよび 正鍵について、当組合は確認する義務を負いません。	(3) <u>前2項</u> において使用されるカードおよび正鍵について、当組合は確認する義務を負いません。		<u>変更</u>
新:3 旧:3	第 <u>13</u> 条損害の負担等	第 <u>12</u> 条 <u>(</u> 損害の負担等 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:3 旧:3	(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の 責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生し た場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがありま す。このために生じた損害については、当組合は責任を負 いません。	責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生し た場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがありま		<u>追加</u>
新:4 旧:3	(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質 等の損害についても当組合は責任を負いません。	(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質 等の損害についても当組合は責任を負いません。		
新:4 旧:3	(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。			
新:4 旧:3	第 <u>14</u> 条反社会的勢力との取引拒絶	第 <u>13</u> 条 <u>(</u> 反社会的勢力との取引拒絶 <u>)</u>		変更
新:4 旧:3	この貸金庫は、第15条 (3) a、b、cのいずれにも該当しない場合に使用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	この貸金庫は、第 14 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 14 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。		変更

(2026/02) 新旧対照表-8 新田対照表-8

Page	改正後	現行	備考	差異
新:4 旧:3	第 <u>15</u> 条解約等	第 <u>14</u> 条 <u>(</u> 解約等)		変更
新:4 旧:3	(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。	(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。		
新:4 旧:3	この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明 <u>け</u> 渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>9</u> 条に準じて取 <u>り</u> 扱います。	この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当 組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してくださ い。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に 解約するときは、このほか第 <u>8</u> 条に準じて取扱います。		変更
新:4 旧:4	(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	(2)次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。		変更
新:4 旧:4	<u>a</u> 借主が使用料を支払わないとき <u>。</u>	① 借主が使用料を支払わないとき		変更
新:4 旧:4	<u>b</u> 借主について相続の開始があったとき <u>。</u>	② 借主について相続の開始があったとき		変更
新:4 旧:4	c 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納 品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与 えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が	③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の		変更

(2026/02) 新旧対照表-9 新田対照表-9

Page	改正後	現行	備考	差異
	生じたとき <u>。</u>	事由が生じたとき		
新:4 旧:4	<u>d</u> 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき。	④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき		変更
新:4 旧:4	e カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があると き <u>。</u>	⑤ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があると き		変更
新:4 旧:4	f 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>。</u>	⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき		変更
新:4 旧:4	よりこの契約を解約することができるものとします。この 場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに	この貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することに		変更
新:4 旧:4	a 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚 偽の申告をしたことが判明した場合	① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して 虚偽の申告をしたことが判明した場合		変更
新:4 旧:4	b 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが 判明した場合	② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが 判明した場合		<u>変更</u>
新:4 旧:4	<u>(a)</u> 暴力団	<u>A.</u> 暴力団		変更
新:4	<u>(b)</u> 暴力団員	<u>B.</u> 暴力団員		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:4				
新:4	<u>(c)</u> 暴力団準構成員	<u>C.</u> 暴力団準構成員		変更
旧:4				
新:4	(d) 暴力団関係企業	<u>D.</u> 暴力団関係企業		<u>変更</u>
旧:4				
新:5	(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能	<u>E.</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能		<u>変更</u>
旧:4	暴力集団等	暴力集団等		
新:5	(f) その他前各号に準ずる者	<u>F.</u> その他前各号に準ずる者		<u>変更</u>
旧:4				
新:5	<u>c</u> 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次	③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して		<u>変更</u>
旧:4	の各号に該当する行為をした場合	次の各号に該当する行為をした場合		
新:5	<u>(a)</u> 暴力的な要求行為	<u>A.</u> 暴力的な要求行為		<u>変更</u>
旧:4				
新:5	(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	<u>B.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為		<u>変更</u>
旧:4				
新:5	(c)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を	<u>C.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を		<u>変更</u>
旧:4	用いる行為	用いる行為		
新:5	(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当	D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当		<u>変更</u>
旧:4	組合の信用をき損し、または当組合の業務を妨害	組合の信用をき損し、または当組合の業務を妨害す		
	する行為	る行為		

(2026/02) 新旧対照表-11 貸金庫規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:5	(e) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる 事由が発生したと当組合が認める行為			追加
新:5 旧:4	<u>(f)</u> その他前各号に準ずる行為	<u>E.</u> その他前各号に準ずる行為		変更
新:5 旧:4	(4) <u>(1) から (3)</u> の明渡しが遅延したときは、遅延 損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の 翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を支払 ってください。この場合、当組合はこの使用料相当額を明 渡しの日に第 <u>5</u> 条 <u>(1)</u> の方法に準じて自動引落しするこ とができるものとします。	(4) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を支払ってください。この場合、当組合はこの使用料相当額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。		変更
新:5 旧:5	(5) <u>(1)</u> から <u>(3)</u> の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。	(5) 第1項 または 第2項 の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。		変更
新:5 旧:5		(6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。		

(2026/02) 新旧対照表-12 新田対照表-12

Page	改正後	現行	備考	差異
新:5 旧:5	第 <u>16</u> 条貸金庫の修繕、移転等	第 <u>15</u> 条 <u>(</u> 貸金庫の修繕、移転等)		<u>変更</u>
新:5 旧:5	貨金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	貨金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。		
新:5 旧:5	第 <u>17</u> 条緊急措置	第 <u>16</u> 条 <u>(</u> 緊急措置 <u>)</u>		変更
新:5 旧:5	法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。		
新:5 旧:5	第 <u>18</u> 条譲渡、転貸等の禁止	第 <u>17</u> 条 <u>(</u> 譲渡、転貸等の禁止 <u>)</u>		変更
新:5 旧:5	(1)貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。	(1)貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。		
新:5 旧:5	(2) カードおよび鍵は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。	(2) カードおよび鍵は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。		
新:6 旧:5	第 <u>19</u> 条規定の変更等	第 <u>18</u> 条 <u>(</u> 規定の変更等 <mark>)</mark>		変更
新:6	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。		

(2026/02) 新旧対照表-13 新田対照表-13

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:5	当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:6 旧:5	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:6 旧:5	以上	以上		
新:6 旧:5	(<u>2026</u> 年 <u>2</u> 月1日現在)	(<u>2020</u> 年 <u>4</u> 月1日現在)		